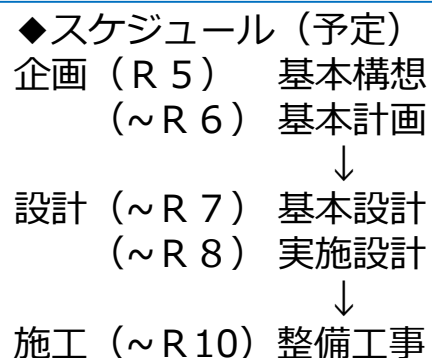


1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想の方針や考え方を基に、施設整備のために必要な詳細を定めることを目的とします。

将来的には、この基本計画を基に、整備工事の基本設計を行います。



2 基本計画の構成（例）

基本計画には、主に次のような事項を掲載します。

- （1）全体計画
 - ・基本計画策定の考え方や、診療科・病床規模、施設整備の全体方針など
- （2）部門別計画（15～20部門程度）
 - ・部門別の役割や運営方針、必要な部屋の規模など
 - ※部門は、病棟部門、外来部門、放射線部門、検査部門、リハビリテーション部門など機能別に設定
- （3）整備・運営計画
 - ・医療機器、什器備品、情報システムの整備計画、人員の確保・配置計画など
- （4）整備手法とスケジュール
- （5）事業収支の見通し など

3 検討の進め方のポイント

基本計画の検討を進めるに当たっては、特に次の事項に配慮します。

- （1）診療科や病床規模の検討に当たっては、その検討のために必要な情報もお示ししながら、市民に安心・納得いただける内容となるよう努力します。
- （2）整備場所については、建物面積や駐車台数など施設整備の規模を見極めながら、現在の予定地が妥当であるかを検証します。
- （3）医療機能だけでなく、母子・子育て支援や健康づくり部門についても、詳細を明らかにします。
- （4）検討に当たっては、これまで同様、その検討段階から情報提供に努め、なるべく多くの市民意見が反映されるよう工夫します。
- （5）各種の情報提供に当たっては、図面やイメージを多用するなど、わかりやすさに配慮します。

4 本日の意見交換テーマ

以上を踏まえ、本日は、主に次の事項について、ご意見を頂戴したいと思います。

- （1）基本計画に盛り込む内容への意見・要望
- （2）基本計画策定の進め方に関する意見・要望
- （3）その他、基本計画に関する意見・要望